

建設工事等入札心得

(総則)

第1条 社会福祉法人弥生福祉会が発注する建設工事等の入札その他の取扱については、帯広市の諸規定を基本に運用するものとし、帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）及び帯広市工事執行規則（昭和52年規則第28号）その他の法令に定めるところによります。

(入札の保証)

第2条 入札保証金は免除します。

(入札等)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面等を熟覧のうえ、入札しなければなりません。この場合において仕様書、図面等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができます。

2 郵便による入札を指定したときは、入札しようとする者は、入札書を定められた方法で、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかにより、提出しなければなりません。

(代理)

第4条 入札参加者は、代理人により入札をすることはできません。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者として通知を受けた者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができます。

また、郵便による入札を指定したときで、指定した日時までに入札書が到達しないときは、入札を辞退したものとみなします。

2 入札参加者として通知を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところによるものとします。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 郵便による入札を指定したときで、指定した日時以降、入札執行時まで社会福祉法人弥生福祉会に到達した入札は、開札しません。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札参加者は、その提出した入札書を書換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札が行われたときは、当該入札を無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (5) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (6) 無権代理人がした入札
- (7) 入札に関し不正行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)
- (8) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

2 前項の規定に該当する入札が行われたときは、当該入札を行った者に対して、無効入札した理由等について調査することがあります。この場合、当該入札を行った者は、調査に応じなければなりません。

(入札書等の取り扱い)

第9条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととします。また、入札参加者が連合若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。

(開札)

第10条 開札は、公告した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(落札者の決定)

第11条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 郵便による入札を指定したときで、落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者に出席を求め、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることがある場合)

第12条 開札の結果、最低制限価格を設定している入札であることから、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とします。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、社会福祉法人弥生福社会が作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(契約保証金)

第14条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金

額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、当法人を被保険者とする履行保証保険証券を寄託し、又は公共工事履行保証証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- 2 前項の履行保証保険は、定額てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 契約保証金に代える担保が銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 号に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければなりません。

（入札行為に伴う損害賠償等）

第 15 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。